

顧問の設置及び運営に関する規則

昭和五〇年五月二三日
規則第一五五号

(趣旨)

第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十二条の規定に基づく顧問の設置及び運営に関する基本的事項について定めるものとする。

(顧問の設置)

第二条 東京都に顧問を置く。

2 顧問は、都政運営のあり方について、進言し、又は助言する。

(権限)

第三条 顧問は、職務を遂行するために、知事の事務を分掌している各局等の長に対して資料を要求し、及び説明を求めることができる。

(選任)

第四条 顧問は、都政の基本的政策確立について、広い識見と経験を有する者のうちから知事が選任する。

(任期)

第五条 顧問の任期は一年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(服務)

第六条 顧問は、非常勤とする。

2 知事は、特に必要と認める場合は、顧問が執務を行う場所及び時間を指定することができる。

(庶務)

第七条 顧問に関する庶務は、政策企画局において行う。

(補則)

第八条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 (略)